

○埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令

平成 5 年 7 月 30 日

警察本部訓令第 22 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令（昭和 44 年埼玉県警察本部訓令第 32 号）の全部を改正する。

埼玉県警察職員の名刺の制式は、名刺の制式基準（別添）によるものとする。

ただし、所属長の承認を得たときは、この限りでない。

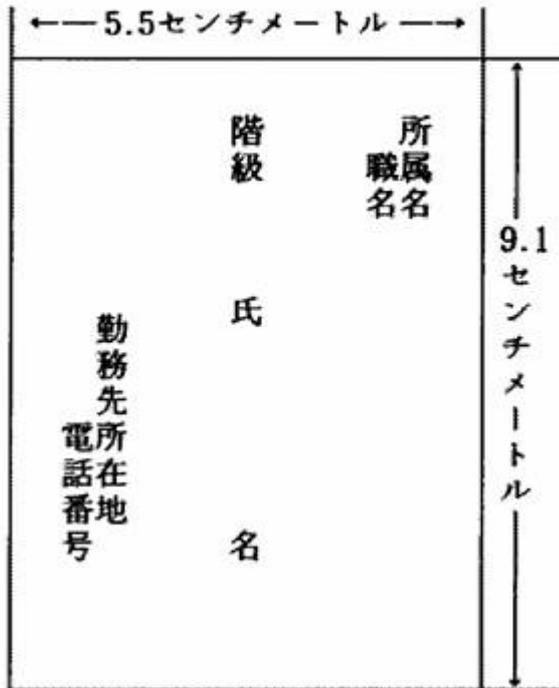
附 則

この訓令は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

別添

名 刺 の 制 式 基 準

(縦形式)



(横形式)

